別添　1

静岡労働局
「総合労働相談コーナー」一覧

コーナー名	所　在　地	電話番号
静岡労働局 総合労働相談コーナー 女性相談員	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-252-1212
浜松 総合労働相談コーナー 女性相談員	〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8階 浜松労働基準監督署内	053-456-8148
磐田 総合労働相談コーナー	〒438-8585 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4階 磐田労働基準監督署内	0538-32-2205
島田 総合労働相談コーナー	〒427-8508 島田市本通一丁目4677-4 島田労働総合庁舎3階 島田労働基準監督署内	0547-37-3148
静岡 総合労働相談コーナー	〒420-0837 静岡市葵区日出町10-7 田中産商ビル5階 静岡労働基準監督署内	054-252-8106
富士 総合労働相談コーナー	〒417-0041 富士市御幸町13-28 富士労働基準監督署内	0545-51-2255
沼津 総合労働相談コーナー	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4階 沼津労働基準監督署内	055-933-5830
三島 総合労働相談コーナー 女性相談員	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎3階 三島労働基準監督署内	055-986-9100

都道府県別の運用状況

（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

労働局名		総合労働相談件数	民事上の個別労働紛争相談件数	労働局長の助言・指導申出件数	紛争調整委員会のあっせん申請件数
1	北海道	36,254	8,187	202	230
2	青森	10,590	2,763	89	48
3	岩手	10,599	2,908	165	52
4	宮城	21,706	5,875	193	87
5	秋田	6,856	2,863	80	48
6	山形	9,809	2,978	208	48
7	福島	17,175	5,721	33	49
8	茨城	20,590	5,352	192	67
9	栃木	13,031	2,802	113	102
10	群馬	16,398	4,983	122	42
11	埼玉	54,746	10,939	620	222
12	千葉	40,290	7,376	354	97
13	東京	121,601	25,337	651	1,031
14	神奈川	49,135	12,930	286	185
15	新潟	13,872	4,078	150	60
16	富山	6,411	1,800	53	37
17	石川	7,071	2,530	126	48
18	福井	5,797	1,866	77	34
19	山梨	5,764	1,208	19	13
20	長野	16,464	5,750	101	132
21	岐阜	15,837	4,098	62	45
22	静岡	34,376	5,950	497	164
23	愛知	78,219	16,312	609	288
24	三重	14,018	3,366	146	32
25	滋賀	12,409	2,854	252	80
26	京都	22,633	7,991	261	95
27	大阪	110,418	19,183	657	408
28	兵庫	52,237	15,765	878	222
29	奈良	9,249	1,883	89	82
30	和歌山	6,080	1,031	49	12
31	鳥取	4,132	1,572	76	32
32	島根	5,355	1,804	64	30
33	岡山	14,135	3,258	76	83
34	広島	27,486	6,932	123	67
35	山口	11,831	2,630	192	30
36	徳島	9,873	1,623	73	18
37	香川	7,408	1,956	69	15
38	愛媛	9,762	2,481	136	42
39	高知	4,777	1,293	40	26
40	福岡	43,107	6,534	217	61
41	佐賀	7,987	2,202	17	33
42	長崎	9,545	2,921	113	36
43	熊本	9,188	3,062	162	52
44	大分	6,111	1,923	60	17
45	宮崎	8,835	2,396	59	50
46	鹿児島	7,528	3,363	50	55
47	沖縄	8,241	2,496	64	68
計		1,034,936	245,125	8,925	4,775

別添３

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

１ 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

２ 概要

(1) 紛争の自主的解決（第２条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第３条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導（第４条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん（第５条）

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条

総合労働相談コーナー

（平成27年度総合労働相談件数103万4,936件）

（都道府県労働局及び労働基準監督署に設置）

民事上の個別労働相談
（24万5,125件）
①いじめ・嫌がらせ（66,566件）
②解雇（37,787件）
③自己都合退職(37,648件)

労働基準法等の違反の疑いがあるもの（19万8,037件）、**法制度の問い合わせ**（63万922件）等

労働基準監督署、公共職業安定所、雇用均等室等

関係法令に基づく行政指導等

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条

労働局長による助言・指導

（申出件数 8,925件）
①いじめ・嫌がらせ（2,049件）
②解雇（1,180件）
③自己都合退職（962件）

・話し合いの促進
・解決の方向性示唆

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条

紛争調整委員会によるあっせん

（申請件数 4,775件）
①いじめ・嫌がらせ(1,451件)
②解雇(1,318件)
③雇止め（493件）

あっせん委員（弁護士等）による紛争当事者の合意形成